

伊勢原市条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、条件付一般競争入札の実施に関し、伊勢原市契約規則（平成元年伊勢原市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象案件及び適用除外)

第2条 条件付一般競争入札の対象は、設計金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)が200万円を超える工事及び製造の請負(以下「工事等」という。)、100万円を超えるコンサル及び一般委託、150万円を超える物品購入並びに80万円を超える物件の借入れとする。ただし、災害復旧工事等の緊急を要する場合や特殊な専門技術又は高度な技術を要する場合は、この限りでない。

(公告)

第3条 条件付一般競争入札を実施する場合は、規則第5条及び第6条の規定により公告するものとする。

(入札参加者の資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加を希望する者は、公告日現在において、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) かながわ電子入札共同システムの競争入札参加資格申請において、本市を申請団体として競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) 伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく、資格停止措置を受けていない者であること。
- (3) 対象案件ごとに定める地域に本社又は営業所等があること。
- (4) 対象案件ごとに定める業種についての認定を受けていること。
- (5) 工事等の場合、対象工事ごとに定める経営事項審査結果の総合評定値(競争入札参加資格申請時のもの)が基準を満たしていること。また、認定後、引き続き有効な経営事項審査結果の有していること。
- (6) 工事等の場合、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に定める主任技術者及び監理技術者を適正に配置できること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、次に掲げる事項について定めることができる。

- (1) 建設業の許可の種類
- (2) 本市から受注した手持ち業務の件数及び契約金額
- (3) 対象案件と同業種の履行実績
- (4) 工事等の施工成績
- (5) 認定業種の登録の希望順位
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約の適正な履行及び公正な競争を維持するために必要と認める事項

3 特定共同企業体に発注する工事の入札参加資格は、構成員ごとに定めるものとする。

(参加申込)

第5条 条件付一般競争入札に参加を希望する者は、公告された参加資格要件に適合していることを確認のうえ、指定する日時までに競争参加資格確認申請書(第1号様式)及び指定された書類を添付し、提出しなければならない。

(資格審査)

第6条 前条の規定により申込みがあったときは、提出された競争参加資格確認申請書及び添付書類を審査のうえ、入札参加資格の有無について審査を行い、その結果を公告において定める日時までに、競争参加資格確認結果通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 参加資格を認めない者から審査内容の説明を求められたときは、これに応じるものとする。

(特定共同企業体の結成等)

第7条 特定共同企業体に発注する工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、市長が定める方法により特定共同企業体を任意に結成するものとする。

2 前項の規定により特定共同企業体を結成し、条件付一般競争入札に参加を希望する者は、指定する期限内に、定められた書類を提出しなければならない。

3 前2条の規定は、特定共同企業体に発注する工事の参加申込者に係る審査について準用する。

(設計図書)

第8条 参加資格を認められた者は、設計図及び単価抜き設計書等（以下「設計図書」という。）を指定された方法により入手するものとする。

(設計図書に関する質問等)

第9条 設計図書について質問のある者は、市長が指定する日時までに指定された方法で行うものとする。

2 前項の質問に対する回答は、指定された方法で行うものとする。

(入札参加資格の喪失)

第10条 入札参加資格があると認められた者が、通知を受けた後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第4条に規定する参加資格を満たさなくなったとき

(2) 競争参加資格確認申請書又はその添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要により指示した事項に違反し、又は従わなかったとき

(積算内訳書)

第11条 工事等の入札に参加しようとするものは、工事費積算内訳書を作成し、指定する日時までに、指定された方法で提出しなければならない。ただし、必要に応じて、開札後に落札候補者のみから提出させることができるものとする。

(入札の執行)

第12条 市長は、参加申込の締切日において、参加希望者が2者に満たない場合は入札を中止し、原則として条件を変更し、再公告するものとする。ただし、地域要件を県内以上とした場合は、参加希望者が1者でも入札を執行する。

2 入札が不調に終わった場合は、原則として条件を変更し、再公告するものとする。

3 前2項において、再公告した場合は、参加希望者が1者でも入札を執行する。

(入札の回数)

第13条 入札に係る回数は、2回とする。ただし、予定価格を事前に公表した場合は、1回とする。

(開札後の資格確認及び落札の決定)

第14条 開札後の資格確認は、最低価格入札者についてのみ行うものとし、最低価格入札者が資格を有さない場合は、次の低価格入札者について行い、順次同様に行い落札者を決定する。

2 最低価格入札者が2者以上いた場合は、次の各号のいずれかの方法により落札者を決定する。

(1) 全ての入札者について資格確認をした上で、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) くじ引きにより資格確認をする順位を決定し、その順位に基づき入札者について資格確認をした上で落札者を決定する。

(工事における最低制限価格)

第15条 工事の入札を実施する場合は、次の各号に掲げる額の合計額を最低制限価格とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の10分の9.7

(2) 共通仮設費の10分の9

(3) 現場管理費の10分の9

(4) 一般管理費等の10分の6.8

2 工事の性質上、前項の算出方法により難しいと認められるときは、同項の規定にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定めた数値を乗じて得られる額を最低制限価格とすることができる。

(一般委託における最低制限価格)

第15条の2 一般委託のうち最低制限価格を設定する業務は、継続的な人員配置が必要な請負契約又は労働者派遣契約で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市の施設に係る清掃、警備（機械警備を除く。）及び保守管理に関するもの

(2) 窓口受付に関するもの

(3) 給食(受注者の調理場で調理を行う給食を除く。)の調理に関するもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項に該当する一般委託の入札を実施する場合は、予定価格に10分の8.3を乗じて得た額を最低制限価格とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月16日から施行する。ただし、第2条の改正規定中「及び2000万円以上の物品購入」を「、2000万円以上の物品購入及び40万円以上の物件の借入れ」に改める部分は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月15日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第59号）
この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日告示第35号）
この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第61号）
この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第60号）
この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第74号）
この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日告示第34号）
この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日告示第38号）
この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第71号）
この告示は、令和7年4月1日から施行する。